第三章　事業参入計画（第十一条―第十五条）
第四章　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務（第十六条・第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十二条）
附則
（削る。）

様式第三十を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　所得税法等改正法附則第二十九条第二項若しくは第四十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における所得税法等改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条若しくは第四十六条に規定する課税の特例又は所得税法等改正法附則第五十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における所得税法等改正法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第八十条第四項各号に掲げる課税の特例を受けた認定事業再編事業者のこの省令による改正前の農業競争力強化支援法施行規則（以下「旧規則」という。）第十八条第一項の報告及び認定事業再編計画の実施期間の終了の日以降引き続きこれらの課税の特例の適用を受ける場合における旧規則第二十二条第二項の報告については、なお従前の例による。

第二十二条　（略）

第三章　事業参入計画（第十一条―第十五条）
第四章　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務（第十六条・第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十三条）
附則
（課税の特例に関する報告事項）

第二十二条　課税の特例を受けた認定事業再編事業者は、第十八条第一項の報告に、次の各号に掲げる課税の特例の区分に応じ、認定事業再編計画に従って行われるそれぞれ当該各号の事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第四項各号に掲げる課税の特例　次のイからハまでに掲げる事項
イ　登記の内容
ロ　登録免許税の額
ハ　当該特例措置による減免額
二　租税特別措置法第十三条又は第四十六条に規定する課税の特例　当該事業再編促進設備等を事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の割増償却額

2　認定事業再編事業者は、認定事業再編計画の実施期間の終了の日以降引き続き課税の特例の適用を受ける場合には、課税の特例の終了するまでの各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第三十により主務大臣に報告をしなければならない。

第二十三条　（略）

○財務省・国土交通省令第二号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。